

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p><u>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更</u> <u>（指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地）</u></p> <p>第十三条の二 <u>法第十五条の十七第一項の政令で定める土地は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>法第九条第五項（法第九条の三十項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p>

の最終処分場に係る埋立地

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの

ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの

第六章（略）

第五章（略）

宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の賃借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一（三十）（略）</p> <p>三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十九第一項から第三項まで</p> <p>三十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の賃借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一（三十）（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項及び第二項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の三の二、第十四条の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第二項から第三項まで及び第五項、第十五条の三の二、第十五条の四の二、第十五条の五、第十五条の二の六、第十五条の三、第十五条の四、第十五条の十七第一項、第二項、第四項及</p>	<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項及び第四項から第六項まで、第八条の二第一項から第三項まで及び第五項、第八条の五第四項、第九条、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項及び第二項、第九条の三第一項、第三項、第四項及び第七項から第十項まで、第九条の五第一項及び第二項、第九条の六、第九条の七第二項、第十二条第七項から第九項まで、第十二条の二第八項から第十項まで、第十二条の三第六項、第十二条の五第八項、第十二条の六、第十四条第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の二、第十四条の三、第十四条の三の二、第十四条の四第一項、第五項、第六項及び第十項、第十四条の五、第十四条の六、第十五条第一項及び第四項から第六項まで、第十五条の二第二項から第三項まで及び第五項、第十五条の三の二、第十五条の四の二、第十五条の五、第十五条の二の六、第十五条の三、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九</p>

び第五項、第十五条の十八第一項及び第三項、第十五条の十九、第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十一第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）、第二十一条の二並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務

条の三、第十九条の五、第十九条の六、第十九条の八第一項から第四項まで、第十九条の九、第十九条の十第一項及び第三項、第二十条（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項の規定による立入検査に係るものを除く。）、第二十一条の二並びに第二十三条の三から第二十三条の五までに規定する事務